

## 『マイナンバーカードでの健康保険証利用開始について』

### ●オンライン資格確認について

当院では、令和5年4月1日よりマイナンバーカードを用いた保険資格確認をご利用頂けます。マイナンバーカードをお持ちの方は、総合受付にて「保険証」をご提示頂かなくても、受付設置のカードリーダーをご利用頂くことで、保険資格確認が行えるようになります。

### ●公費負担医療制度をご利用の方

公費に関しましては、各種証書のご提示は引き続き必要となります。従来通り受付事務へご提示をお願いします。

### ●オンライン資格確認を利用するためには「手順①→②」

①マイナンバーカードを取得後、ご自身で健康保険証利用の申し込みをする。

マイナンバーカードの健康保険証利用については「[こちら](#)」(外部サイト)

②受付設置のカードリーダーでマイナンバーカードを読み取る。

顔認証付きカードリーダーの使い方は「[こちら](#)」(外部サイト)

令和5年3月27日

苑田第一病院